

令和8年6月5日  
沖縄防衛局

## 航空自衛隊宮古島分屯基地におけるダイオキシン類等が含まれる汚水等の処理方針について

航空自衛隊宮古島分屯基地内の工事において、過去に浄化槽として使用されていたと思われる地中構造物の撤去に先立ち、その内部の汚水を分析したところ、省令上の許容限度を超えるダイオキシン類が確認されたほか、PFOS及びPFOAが検出されました。

### 【分析結果】

対象	分析結果	排水基準を定める省令上の許容限度
ダイオキシン類	20pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L
PFOS	110ng/L	- ※
PFOA	200ng/L	- ※

※ PFOS及びPFOAについては排水基準としての許容限度は設定されていないものの、水環境中の指針値としてPFOS及びPFOAの合算で50ng/Lと設定されていることも踏まえ、公表対象としています

沖縄防衛局としては、宮古島市と調整の上、廃棄物処理法、ダイオキシン類対策特別措置法などの関係法令に基づき、当該汚水等について適切に処理してまいります。

なお、当該地中構造物内の汚水等の外部への流出は現時点で確認されていませんが、沖縄防衛局としては、宮古島市と調整の上、関係法令に基づき、地中構造物周辺の調査を実施することとしています。

